

平成 23 年第 1 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 83 号	受理年月日	平 22. 5. 27
件 名	住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める意見書提出について		
結 果	平成 23. 3. 22 第 1 回定例会で採択		
付託委員会	経済企業委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、地元経済の振興と住民の安心安全を守る立場から、1 項＝社会資本の耐震対策と老朽化対策のため、老朽化した上水道管の的確な劣化診断と適切な維持管理、設備更新を進めること。2 項＝中小企業に対する融資制度を充実させることで地元建設企業経営を支援し、建設労働者の雇用改善を進めること。以上の点について、国会及び鹿児島県を含む関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国・県の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、1 項＝老朽化した上水道管の的確な劣化診断と適切な維持管理等については、法定耐用年数（40 年）を経過した管の延長は、日本水道協会によると、平成 20 年度末時点において、全国では、総延長約 618,138km のうち約 43,101km で割合は約 7%、鹿児島県では、約 10,384km のうち約 1,094km で約 11%であり、本市は、約 3,172km のうち約 630km で約 20%となっている。また、耐震化の状況については、厚生労働省によると、全国では、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）延長約 107,047km のうち耐震適合性のある管の延長は約 30,069km で割合は約 28%、鹿児島県では、約 2,089km のうち約 328km で約 16%であり、本市は、約 396km のうち約 145km で約 37%となっている。

水道管の劣化診断については、布設年度、管の種類、漏水や修繕等の記録、新設と既存管との接続の際などに把握した既存管の状況、漏水探知機を用いた漏水調査結果等を基に診断している。本市においては、旧鹿児島市域については、7 年度に「老朽管布設替計画」を策定し、耐用年数を経過した管の中で特に耐震性に劣る鋳鉄管、ビニル管及び鋼管約 470km を老朽管として位置づけ、その更新を行うとともに、併せて耐震化を図ることとしたところであり、8 年度から 21 年度までの 14 年間で約 260km を更新し、21 年度末に残っている老朽管延長は約 210km となっている。また、旧 5 町地域については、17 年度に、18 年度から 23 年度を計画期間とする「旧 5 町水道施設整備計画」を策定し、耐用年数を経過した管路のうち 24.8km を老朽管として位置づけ、その更新と併せて耐震化を図ることとしたところであり、18 年度から 21 年度までの 4 年間で 21.4km を更新し、21 年度末に残っている老朽管延長は 3.4km となっている。

また、水道管の維持管理については、給水区域内の需要に対応した水量を適正な水圧で供給できるように、毎年、定期的な漏水調査、道路上に設けられた仕切弁や川に架かっている水管橋の巡視・点検などに努めているところである。

水道は、市民生活や都市活動において一日も欠くことのできない重要な施設であり、国及び本市の水

道ビジョンにおいても、耐震化対策と老朽化対策は取り組むべき施策として定めていることから、水道局においては、今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えている。

2項＝中小企業に対する融資制度の充実については、建設業も含めた中小企業に対する融資制度の主なものとしては、国においては、「緊急保証制度」や「セーフティネット貸付制度」を実施している。

「緊急保証制度」は、売上げの減少等により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、融資の際に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠で100%の保証を行う制度であり、市町村の認定を受けた上で金融機関等に申し込みを行い、保証付融資を受けるものである。同制度は、20年10月31日の制度開始以降、対象業種を順次拡大し、現在では、一部の例外業種を除き、原則、全業種が対象となったほか、認定要件についても売上高に係る要件が緩和されるなど拡充が図られてきている。また、実施期間も23年3月31日まで1年間延長されるとともに、保証枠も当初の6兆円が現在36兆円に拡大されている。なお、緊急保証制度に対応した資金として、県においては「経済対策特別資金」を、本市においては「経営安定化資金緊急特別対策」を独自に設け、それぞれ信用保証料に一定割合の補助を行い、中小企業者の負担軽減等を図っている。また、「セーフティネット貸付制度」は、景況悪化等の影響により売上げや利益が減少している方や金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている方の経営の安定を図るため日本政策金融公庫が資金を貸し付ける制度で、「経営環境変化対応資金」や「金融環境変化対応資金」等があり、中小企業者であれば、原則、業種を問わず利用できるものである。同制度も、これまで特に業況の厳しい方に対する利率の引下げや貸付限度額の拡大、貸付期間の延長など、制度の拡充が行われてきている。なお、「緊急保証制度」の実施期間終了後は、建設業を含む48業種について、「セーフティネット保証制度」等による対応が図られていくことになるようであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、意見書については、既に国等において陳情の願意に沿った取組みが行われていることから、今回は提出しないことを確認。

番 号	陳 情 第 84 号	受理年月日	平 22. 5. 27
件 名	住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める意見書提出について		
結 果	平成 23. 3. 22 第 1 回定例会で採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、地元経済の振興と住民の安心安全を守る立場から、社会資本の耐震対策と老朽化対策のため、老朽化した河川施設、道路橋の的確な劣化診断と適切な維持管理、設備更新を進めることについて、国会及び鹿児島県を含む関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本件に対する国等の対応状況について伺ったところ、河川施設については、国及び県においては、水門等の劣化診断や河川の定期的な点検を行い、状況に応じて対策を施すことにより、計画的・効率的な維持管理を推進しているとのことである。なお、本市が管理する河川には、国が示している劣化診断の対象となる排水機場や水門等の施設はないが、職員による主要箇所点検等により、状況に応じて補修等の維持管理を行っているところであり、今後も引き続き、適切な維持管理に努めていきたいと考えている。</p> <p>道路橋については、国においては、道路橋を長く保全し、安全で安心な道路サービスの提供を図るため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、架け替えや大規模な補修に至る前に対策を実施する予防保全を推進しているとのことである。また、県においては、平成 20 年度に県が管理する全道路橋について、「鹿児島県橋梁長寿命化計画」を策定し、計画に基づき予防的な修繕を行い、修繕費用や架け替えにかかる費用の縮減や長寿命化に努めているとのことである。本市においては、建設局が管理している橋梁については、職員による日常巡視等により、随時、補修等を行っているところであるが、その多くが昭和 30 年代の高度成長期以降に建設されたものであることから、平成 20 年度に橋長 15m 以上の橋梁について、「鹿児島市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、22 年度から計画に基づいた修繕工事を実施している。また、橋長 15m 未満の橋梁についても 22 年度に計画を策定し、先に策定した計画との一元化を図ることとしているところであり、今後は、この計画に基づき適切な維持管理を行いたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。</p> <p>なお、意見書については、既に国等において陳情の願意に沿った取組みが行われていることから、今回は提出しないことを確認。</p>			